

2022年12月16日

大阪府教育委員会
教育長 橋本 正司 様

大阪府教職員組合
中央執行委員長 百濟 喜之
養護教職員部長 坂東 玲香

2022年度 大阪教組養護教職員部要求・要望書

大阪府教職員組合養護教職員部は、貴委員会に対し、養護教職員の労働条件改善のため、下記の事項を要求します。

記

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策を講ずるにあたっては、通常の業務に加えて子どもたちへの対応はもちろん、学校施設の消毒などが新たな業務負担となり長時間労働に拍車をかけている。また、感染防止対策を講じた学校生活は必須であり、新型コロナウイルス感染拡大に対する教職員の抱えている不安やストレスなどに対して、具体的な軽減策を講じ、教職員の多忙化・負担増を防止すること。
- (2) アレルギー疾患、いじめ、虐待、不登校、別室（保健室）登校、子どもたちの心身の健康課題への対応が、重要かつ喫緊の課題として求められ、また急増している。これらの業務は従来からの業務をこえた内容であり、養護教職員の過重な負担となっている。養護教職員の負担軽減のため、人的配置などを含め、適切な措置を講ずること。
- (3) 多くの学校現場では、養護教職員は1人配置であり、産休・育休、病気休暇、介護休暇を取得する際、必要な代替者が不足しており取得し難い状況にある。また、代替者が担うべき職務を他の教職員が負担しているのが現状である。母体保護、健康保障、ワークライフバランスの確立や他の教職員の業務負担軽減の観点から、安心して休暇制度を利用できるよう必要な措置を講ずること。さらに、安心して育児短時間勤務や高齢者部分休業を活用できるようにすること。また1人配置、複数配置に関わらず、妊娠期間中の職務軽減措置取得時の臨時的任用職員および育児短時間勤務取得時の任期付職員への配置を継続すること。その代替者について年度始めの繁忙期や長期休業中にも措置するなど、必要な措置を継続すること。
- (4) 宿泊をともなう学校行事について
 - ① 宿泊を伴う学校行事への養護教職員の引率の頻度は他の教職員よりも多く、すべての宿泊行事に引率する状況がある。過度な業務負担とならないよう、本人の意向を確認するなど、必要な措置を講ずること。
 - ② 宿泊を伴う学校行事では、環境の変化、長時間の移動等に対応できず、体調をくずす子どもが発生しやすい状況にある。通常の学校生活を送る状況よりも医療を必要とする蓋然性が高いため、医療的ケアが必要な児童・生徒の有無に関わらず、医師・看護師の付き添いを義務付けるなど、養護教職員の負担軽減のための措置を講ずること。
 - ③ 病院搬送などで宿泊施設での食事をとれない事例も発生している。宿泊行事の実施にあたっては、食費相当分を支給すること。

- (5) 教職員の健康診断については、学校保健安全法第 15 条において実施責任は学校の設置者にあるとされている。養護教職員が教職員の健康診断業務を負担することがないように配慮すること。
- (6) 衛生管理者・衛生推進者の選任にあたっては、養護教職員や学校現場の教職員の意向を尊重するなど、一方的な強制などにより特定の養護教職員に過重な負担が生じないようにすること。
- (7) 養護教職員が保健授業を担当することについては、養護教職員の意思を尊重し、過度な授業担当など業務負担にならないようにすること。
- (8) 教職員の評価・育成システムについては、一般教職員の職務内容への理解に比べ、養護教職員の職務内容に関して評価者に十分な理解を得られていない現状がある。そうした状況下での評価による給与反映は公正性を欠くものであるため、制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。
- (9) 内科健診における「『四肢の状態』について」の実施や事後措置など、業務負担増を招いており、学校現場に即した形で実施するなど、養護教職員の負担軽減のための措置を講ずること。
- (10) 色覚検査については、「学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）」（2014 年 4 月 30 日付）の留意事項では、「学校医の健康相談において、事前の同意を得て、個別に検査等を行うもの」とされている。検査業務を養護教職員などにさせることで、業務負担を招かないようにすること。
- (11) 医療的ケアやアレルギー疾患を有する子どもへの対応は、命に関わることであり、アレルギー対応人数の増加など現場実態に鑑み、学校全体で検討することが重要である。とくに、アドレナリン注射液を含め、学校で対応するための環境および人的配置などの条件整備をはかり、すべての教職員を対象とした研修を実施することなどで、養護教職員や栄養教職員だけに負担が偏ることのないよう必要な負担軽減のための措置を講ずること。また、新たな対応を導入する際には、全教職員が対応できるものであることなど、環境整備や人的要因への配慮など、現場に過度な業務負担とならないようにすること。
- (12) 「集団フッ化物洗口・塗布」については、現状では安全性・有効性・必要性等、さまざまな問題が指摘されている。「集団フッ素洗口・塗布」の実施は、直接的業務（希釈液の配布、洗口等）及び健康管理（飲み込み、吐き気などの事後対応等）、保護者対応などの業務が新たな負担となる。学校現場や教職員にこれらの業務負担をかけることになるので導入しないこと。
- (13) 学校保健安全法に定められていない検診や採血などの医療行為を伴う検診（子どもの生活習慣病予防検診など）は、安易に導入すべきではない。新たに検診・検査が導入される場合は、学校現場や教職員の負担を強いるものとならないように大阪教組と事前協議をすること。
- (14) 予防接種は個別接種が原則であり、それに関する業務は医療の提供行為である。接種後のリスク管理等の負担を鑑みれば、学校を会場とする予防接種はおこなうべきではない。こうした予防接種およびこれに付随する調査・勧奨などに関する業務は学校現場や教職員に業務負担をかけることになるので導入しないこと。

- (15) 就学時健康診断の実施主体は市町村教育委員会であるが、実際は学校現場が調整をして実施している現状がある。学校現場や養護教諭を含む教職員に業務負担を強いることがないように適切な措置をとること。また、93年の確認（ア、受診義務はない イ、就学時健康診断をもとに振り分けをおこなわない ウ、保護者の意向を尊重する エ、精密検査の受診についても強制はしない オ、前記事項を市町村教育委員会に指導する）を周知すること。

【以下、要望事項】

- (1) 学校健診記録やアンケートなどの調査について、その結果を「ビッグデータ」として提供・活用することについては慎重に対応すること。また、外部団体からのさまざまな調査や情報提供などの依頼については、市町村教委に対し、事前に、現場の養護教職員などと話し合うことにより適切な対応かつ、慎重に活用されるよう市町村教育委員会を指導すること。
- (2) 「がん教育」をおこなうにあたっては、内容を十分に吟味し、子どもの家族・生活背景に十分な配慮をしたうえ、自己責任論やワクチンですべて予防できるといったような偏った内容にならないようにすること。
- (3) 学校管理下における災害に関する補償について、養護教職員の業務負担となっている実態を鑑み、法整備等、国および関係機関に働きかけること。
- ①学校災害補償法制定にむけて国に働きかけること。
 - ②独立行政法人日本スポーツ振興センターや国へ以下の働きかけをすること。
 - i. 掛け金は、全額公費負担とすること。
 - ii. 給付金の支払いについて、振込手数料を公費負担のうえ学校を通さず直接保護者口座に振り込む制度を確立すること。
 - iii. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費助成制度適用の場合の自己負担額記入欄の記入については、医療機関に協力してもらえよう働きかけること。
 - iv. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険証のない家庭に対する給付について、10割給付とするよう改善すること。
 - v. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金支払いの基準に該当しない医療費については、保護者の負担にならないよう公費（各自治体）で補償すること。
- (4) 健康診断は、子どもの人権・プライバシーを保障する内容とすること。特に、「児童生徒の健康診断の実施におけるセクシュアルハラスメント等防止について」（2010年12月28日付一部改定）の内容が円滑に実施できるよう予算措置も含め努力すること。また、同通知が市町村立学校や校医部会・検査機関においても周知されるよう指導すること。
- (5) 結核健診については、大阪府の実態をふまえた健診方法を確立すること。DOTS(直接服薬確認療法)については、「服薬支援者」は学校全体のなかで決定されるべきものであり、養護教職員に強制しないよう指導すること。また服薬支援者には多忙化・業務負担増を招かないよう配慮すること。

- (6) 養護教職員や保健室に求められる職務や、機能の変化に伴い、保健室の施設・設備の充実に努力すること。また、現行の施設・設備の設置基準を見直し、時代の推移に見合ったものを大阪府教育委員会として作成すること。
- (7) 学校環境衛生については、子どもの安全・健康保障の観点より、点検・見直しをおこない必要な予算措置をおこなうこと。
- (8) 学校生活管理指導表等の取得時に発生する文書料について、保護者負担とならないよう医師会にはたらきかけるとともに、公費負担を検討するなど努力すること。
- (9) 学校における感染防止対策に関しては、医学的対策などの情報や対応方法を各学校に速やかに連絡すること。
- (10) 1種免許状取得にかかわる講習会について、現段階で科目を開講している大学名などを公表し、情報提供に努め、最終的には養護専門科目を開設すること。